

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の一部を改正する規則

(前略)

(通勤手当)

第26条 契約期間が1月以上ある時間雇用教職員(法科大学院特別教授・~~助教授~~准教授及び専門職大学院特別教授・~~助教授~~准教授を除く。)には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。

(中略)

(育児・介護休業等)

第50条 時間雇用教職員の育児休業、介護休業、育児部分休業(育児早退休業は除く。)及び介護部分休業に関する取扱いについては、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(第12条第2項から第14条まで、第15条第2項、第17条第2項、第20条の2から第20条の6まで、~~第32条第2項~~、第39条及び第43条の2から第43条の5までを除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「時間雇用教職員」と読み替えるほか、別表第7の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。

(後略)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第2条・第3条・第4条関係）

職 種	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	事務の補佐業務に従事	満60歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る</li> <li>・<del>学生は、原則として週20時間以内の勤務</del></li> <li>・<u>本学に在籍する学生は、原則としてオフィス・アシスタントとして雇用する</u></li> </ul>
技術補佐員		技術に関する職務の補佐業務に従事		
医療技術補佐員		医療技術に関する職務の補佐業務に従事		
看護技術補佐員		看護技術に関する職務の補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐業務に従事		
教務補佐員		教務に関する職務の補佐業務に従事		
労務補佐員		労務作業に従事		
技術補佐員 (研究支援推進員) 技能補佐員 (研究支援推進員)	本学に在籍する学生	当該研究プロジェクトに係る特殊な技能や熟練した技術を必要とする研究支援業務に従事	満60歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該研究支援推進経費にて雇用される場合に限る</li> <li>・学生、研究生等を除く</li> <li>・選考基準は当該部局が定める</li> </ul>
オフィス・アシスタント		事務・技術・技能・教務に関する補佐業務及び労務作業に従事	———	・勤務時間は原則として週20時間以内とする。

別表第2（第2条・第3条・第4条関係）

職 名	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その他の事項
医師 歯科医師	当該医師又は歯科医師としての業務の遂行能力がある者	診療業務	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務遂行にあたり配分を受けた雇用経費にて雇用される場合に限る</li> </ul>
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力がある者	当該講座又は研究部門における教育研究に従事するほか、本学の定めにより教育研究に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能</li> <li>・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金にて雇用される場合に限る</li> <li>・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める</li> </ul>

<p>研究員 (科学技術振興)</p>	<p>次の各要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・13文科科第44号通知の各別表における教授・<del>助教授</del>准教授等の教員、主任研究員又は研究員として雇用される者であること</li> <li>・当該研究又は教育の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者</li> <li>・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者</li> </ul>	<p>当該プログラムに係る研究又は教育に従事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該プログラムの継続している間、雇用可能</li> <li>・当該科学技術振興調整費の(目)科学技術総合研究委託費にて雇用される場合に限る</li> <li>・学生、研究生等を除く</li> </ul>
<p>産学官連携研究員</p>	<p>次の各要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該共同研究・受託研究の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者</li> <li>・原則として他の職に就いていない者</li> </ul>	<p>当該共同研究・受託研究に従事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該共同研究・受託研究の継続している間、雇用可能</li> <li>・当該共同研究・受託研究の受入資金にて雇用される場合に限る</li> <li>・学生、研究生等を除く</li> </ul>
<p>研究員(COE)</p>	<p>次の各要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者</li> <li>・博士の学位を取得した者、博士</li> </ul>	<p>当該プロジェクトに係る研究に従事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能</li> <li>・当該研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る</li> <li>・学生、研究生等を除く</li> </ul>
<p>研究員(科学研究)</p>	<p>の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能</li> <li>・当該科学研究費補助金の直接経費にて雇用される場合に限る</li> </ul>

	研究代表者又は研究担当者等の 所属する部局の長が認めた者			る
研究員 (学術研究奨励)	・原則として他の職に就いていない者			・学生、研究生等を除く
研究員 (特別教育研究)				・当該寄附金にて雇用される場合に 限る ・ 寄附講座・ 寄附研究部門に係るものは除く ・学生、研究生等を除く
研究員 (改革推進)	次の各要件をすべて満たす者 ・当該研究の遂行上必要な能力を 有すると拠点リーダー、研究代 表者又は	当該プロジェクトに係る研究に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・当該プロジェクトの継続している 間、雇用可能 ・当該大学改革推進経費にて雇用さ れる場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(NEDO)	研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士 の学位取得が確実な者又は博士 の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、 研究代表者又は研究担当者等の 所属する			・当該プロジェクトの継続している 間、雇用可能 ・当該独立行政法人新エネルギー・ 産業技術総合開発機構産業技術 研究補助金にて雇用される場合 に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(JSPS)	部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者			・当該プロジェクトの継続している 間、雇用可能 ・当該独立行政法人日本学術振興会 「魅力ある大学院教育」イニシア ティブ事業助成金にて雇用され る場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員 (学術支援)		競争的資金に係る研究の応用等に関する研究に従事		・間接経費にて雇用される場合に 限る ・学生、研究生等を除く

<p>研究員 (プロジェクト名等)</p>		<p>当該プロジェクト等に 係る研究に従事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前各項に掲げるもののほか、 総長 が認めるもの</li> <li>・プロジェクト名等は、当該 プロジェクト等の内容を示す名 称とし て総長が定める</li> <li>・当該研究がプロジェクトであ る場 合は、当該プロジェクト の継続し ている間、雇用可能</li> <li>・当該プロジェクト等経費にて 雇用 される場合に限る</li> <li>・学生、研究生等を除く</li> </ul>
---------------------------	--	-------------------------------	---

別表第3 (第2条・第3条・第4条関係)

職 名	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その他の事項
講師	<p>当該授業担当の遂行上必 要な能力を有する者又は 学生の研究指導能力があ る者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラムにおける 授業を担当する</li> <li>・学生の研究指導を行う</li> </ul>	特に無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務遂行にあたり配分の 受け た雇用経費にて雇用され る場 合に 限る</li> </ul>
<p>講師 (研究機関研究員)  講師 (中核的研究機関 研究員)</p>	<p>次の各要件をすべて満た す者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・博士の学位を取得した者 又は博 士の学位取得が 確実な者。(人 文・社 会科学の分野にあつて は、博士の学位を取得し た者に 相当する能力を 有すると認めら れた者 を含む。)</li> <li>・他に常勤の職等に就いて いない 者</li> </ul>	<p>当該研究プロジェクトを 推進するため、一定の職務 を分担し研究に従事</p>	<p>満63歳  (ただし、大学 が特に認めた 場合は、この限 りでない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該非常勤研究員経費、「大学 院教 育充実支援経費」(ベンチ ャー・ビ ジネス・ラボラトリ 一経費)又は 研究拠点形成費補助金(研究拠 点 形成費)にて雇用される場合 に 限 る</li> <li>・研究拠点形成費補助金(研究拠 点 形成費)にて雇用される場合は 、 大学が特に認めた場合に限る</li> <li>・大学院生、研究生、教育、研 究指 導を受けている者は除く</li> <li>・採用の選考は、当該部局が定 める 選考基準に基づき、当該 部局にお ける人事選考の会議 を経て行う</li> <li>・任用の通算期間は原則として 2年 以内とする。ただし、や むをえな い場合であっても3 年を限度と する</li> <li>・勤務時間は1週間あたり20 時間 を越えない範囲</li> </ul>

ティーチング・アシスタント	大学院に在籍する優秀な学生	学部学生、修士課程学生に対し、教育的効果を高めるため、実験、実習、演習等の教育補助業務にあたる	——	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該ティーチング・アシスタント 経費、研究拠点形成費補助金（研究拠点形成費及び若手研究者養成費）又は大学改革推進経費にて 雇用される場合に限る</li> <li>・選考基準は当該研究科が定める</li> <li>・勤務時間は月40時間(週10時間程度)以内</li> </ul>
リサーチ・アシスタント	将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する大学院博士後期課程に在学する学生	研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う	——	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該リサーチ・アシスタント 経費、研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費又は若手研究者養成費)、科学技術振興調整費又は大学改革推進経費にて雇用される 場合に限る</li> <li>・選考基準は当該部局が定める</li> <li>・勤務時間は原則として週20時間 以内とする。</li> </ul>
法科大学院特別教授 法科大学院特別助教授准教授	法科大学院において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)における教授又は助教授准教授の職務に従事	満63歳(ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期については、法科大学院の定めによる</li> </ul>
専門職大学院特別教授 専門職大学院特別助教授准教授	専門職大学院(法科大学院を除く。)において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	専門職大学院(法科大学院を除く。)における教授又は助教授准教授の職務に従事		<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期については、当該専門職大学院の定めによる</li> </ul>

別表第4 (第24条関係)

職 名	時 間 給	
事務補佐員	A	900円
技術補佐員, 技術補佐員(研究支援推進員)	B	1,000円
技能補佐員, 技能補佐員(研究支援推進員)	C	1,100円
労務補佐員, オフィス・アシスタント	D	1,200円
医療技術補佐員	A	900円
	B	1,000円
	C	1,100円
	D	1,200円
	E	1,300円
	F	1,400円
	G	1,500円
	H	1,600円
	I	1,700円
看護医療技術補佐員 看護技術補佐員	A	1,000円
	B	1,100円
	C	1,200円
	D	1,300円
	E	1,400円
	F	1,500円

	G	1,600円
	H	1,700円
	I	1,800円
	J	1,900円
	K	2,000円
	L	2,100円
	M	2,200円
	N	2,300円
教務補佐員	A	1,000円
	B	1,200円
	C	1,400円
	D	1,600円
	E	1,800円

※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第5 (第24条関係)

職名	時間給	
医師, 歯科医師	A	1,300円
寄附講座教員, 寄附研究部門教員	B	1,500円
研究員(科学技術振興)	C	1,700円
産学官連携研究員	D	1,900円
研究員(COE)	E	2,100円
研究員(科学研究)	F	2,300円
研究員(学術研究奨励)	G	2,500円
研究員(特別教育研究)	H	2,700円
研究員(改革推進)	I	2,900円
研究員(学術支援)	J	3,100円
研究員(プロジェクト名等)	K	3,300円
	L	3,500円
	M	3,700円
	N	3,900円

※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第6 (第24条)

職名	時間給額
講師	学外者 大学卒(新大卒)後の経験年数が20年以上 5,660円 大学卒(新大卒)後の経験年数が9年以上20年未満 4,420円 大学卒(新大卒)後の経験年数が9年未満 3,440円
講師(研究機関研究員) 講師(中核的研究機関研究員)	3,900円
ティーチング・アシスタント リサーチ・アシスタント	修士課程学生 1,200円 博士後期課程学生(医学研究科においては、博士課程学生を含む) 1,400円
法科大学院特別教授	6,250円
法科大学院特別助教授准教授	3,750円
専門職大学院特別教授	6,250円
専門職大学院特別助教授准教授	3,750円

別表第7

<p>育児・介護 規程の規定</p>	<p>適用する規定</p>
	<p>(略)</p>
<p>第40条</p>	<p>第40条 時間雇用教職員は、要介護者を介護するために、大学に申し出ることにより、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護部分休業」という。)ができる。ただし、次の各号の一(労使協定がある場合に限る。)に該当する教職員は、これを行うことができない。</p> <p>(1) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない時間雇用教職員</p> <p><del>(2) 介護部分休業申出があった日の翌日から0.3日以内に退職することが明らかな時間雇用教職員</del></p> <p><del>(2)</del> 1週間の所定勤務日数が2日以下の時間雇用教職員</p>
	<p>(略)</p>